

(別表) 提供先一覧				
No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって第4条で定めるもの
2	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第5条で定めるもの
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第8条で定めるもの
4	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第15条で定めるもの
5	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表16の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第18条で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第18条で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表19の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第21条で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第21条で定めるもの
7	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の2の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって第22条の2で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第22条の2で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第29条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第29条で定めるもの
9	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第40条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第40条で定めるもの
10	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第44条で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第2号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの
12	法務大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表55の2の項	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第57条の2で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第57条の2で定めるもの

13	出入国在留管理庁長官	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表55の3の項	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって第57条の3で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第57条の3で定めるもの
14	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第58条で定めるもの
15	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第67条で定めるもの
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第71条で定めるもの
17	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第83条で定めるもの
18	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第85条で定めるもの
19	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第89条で定めるもの
20	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の2の項	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって第97条の2で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第97条の2で定めるもの
21	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表111の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第113条で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第113条で定めるもの
22	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第117条で定めるもの
23	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第127条で定めるもの
24	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第133条で定めるもの

25	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるものの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第139条で定めるもの
26	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第143条で定めるもの
27	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第147条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第147条で定めるもの
28	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第160条で定めるもの
29	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第163条で定めるもの
30	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第166条で定めるもの
31	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第167条で定めるもの
32	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第168条で定めるもの
33	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第175条で定めるもの
34	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の2の項	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知）の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって第175条の2で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第175条の2で定めるもの